

※第	号	※受付年月日	令和	年	月	日
<u>児童扶養手当額改定届</u>						
受給者氏名					証書番号	
住 所						
対象児童でなくなった 児童の氏名、生年月日	対象児童でなくなった理由			理由の発生 した年月日		
(平成・令和 年 月 日)	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ			令和 年 月 日		
(平成・令和 年 月 日)	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ			令和 年 月 日		
(平成・令和 年 月 日)	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ			令和 年 月 日		
<p>上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(宛 先) 秋田市長</p>						
※ 証書作成	令和	年	月	日	※	令和 年 月 日 改定通知 第 号

- ◎ ※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

(裏面)

注 意

1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからリまでのどれかに該当するものを○で囲んでください。

イ 手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなった。

ロ 手当の支給を受けている人が児童の母以外の人であつて、その人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。

ハ 死亡した。

ニ 日本国内に住所がなくなった。

ホ 児童が 18 歳に達した日の属する年度が終了した。

ヘ 18 歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」といいます。)別表第 1 に定める程度の障害の状態にあつたものが 20 歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。

ト 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。以下同様です。)と生計を同じくするようになった。

チ 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。)したりして、母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)に養育されるようになった。

リ 次の(イ)から(チ)までのどれにも該当しなくなった。

(イ) 父母が婚姻を解消した児童

(ロ) 父が死亡した児童

(ハ) 父が令別表第 2 に定める程度の障害の状態にある児童

(ニ) 父の生死が明らかでない児童

(ホ) 父が引き続き 1 年以上遺棄している児童

(ヘ) 父が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

(ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(チ) 母が婚姻によつて懐胎したかどうか明らかでない児童

2 児童扶養手当法(以下「法」といいます。)第 9 条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き 1 年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。以下同様です。)が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第 9 条の児童がない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となる場合がありますので、詳しくは、市役所の担当によく聞いてください。

3 すべての対象児童が 1 のイからリまでのどれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。